

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 11 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第KY0002号	平成 30.7.3	メートル 4.00	メートル 49.72	京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町25番地の4, 28番地, 28番地の4, 28番地の6, 30番地, 30番地の3, 30番地の4, 30番地の6及び30番地の9の各一部, 28番地の5並びに30番地の2	株式会社S&L 代表取締役 堀越 明子

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日以外の日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)